

令和5年5月開会議会

5月補正予算参考資料
(第2号)

目 次

1. 一般会計

【民生費】

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）
事業費・事務費
- 四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
事業費・事務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

**物価高騰
 対策**

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 （ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）
 事業費・事務費
 四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
 事業費・事務費**

1. 目的

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を給付する。

また、ひとり親世帯を広く支援するため、本市独自の給付金として、国の特別給付金の対象とならなかったひとり親世帯等についても、給付金を給付する。

2. 内容

(1) 対象者及び給付額 ※()は対象児童数

【ひとり親世帯】

対象者	給付額
①児童扶養手当受給者《令和5年3月分の受給者》(約3,000人) ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方(約100人) ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方(約350人)	児童1人につき5万円 【国10/10】
④上記①～③に該当しないひとり親の方(約600人) ※下記⑤～⑥に該当する場合は、⑤～⑥を優先	児童1人につき3万円 【市単独】

【ひとり親以外の世帯】

対象者	給付額
⑤令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯分)の受給者(約3,000人) ⑥⑤のほか、18歳年度末までの児童(特別児童扶養手当の認定を受けた児童については20歳未満)の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市民税均等割が非課税である方又は直近の収入が市民税均等割非課税と同程度の収入となった方 ※令和6年2月末までの間に生まれた新生児等を含む ※ <u>上記のひとり親世帯分の給付金を受給した児童を除く</u> (約800人)	児童1人につき5万円 【国10/10】

(2) 給付方法

ア プッシュ方式（申請不要）

給付金の案内文書を対象者に送付し、対象者からの受給拒否の申出がないことをもって受領の意思を確認したとして、口座に振り込み

- ・【ひとり親世帯】①
- ・【ひとり親以外の世帯】⑤

イ 申請方式

対象者の申請により、審査後に申請書記載の口座に振り込み

- ・【ひとり親世帯】②～④
- ・【ひとり親以外の世帯】⑥

(3) 給付スケジュール

- ・プッシュ方式：令和5年5月31日振込
- ・申請方式：令和5年6月1日から令和6年2月29日まで
申請受付、順次振込

3. 補正予算額

404,380千円	(財源内訳)	国庫支出金(10/10)	383,800千円
		一般財源	20,580千円

事業費	380,500千円	(財源内訳)	国庫支出金(10/10)	362,500千円
			一般財源	18,000千円
事務費	23,880千円	(財源内訳)	国庫支出金(10/10)	21,300千円
			一般財源	2,580千円